

働き方改革推進関連法の実務対応<基本編>

6月29日の参議院本会議で可決成立した「働き方改革推進関連法案」は改正労働基準法をはじめとするいくつかの法律改正により、労働環境の整備や雇用契約など様々なルールが変わっていきます。この改正で、中小企業にどのような影響があるのか、気をつけなくてはならないことなど、ポイントを絞って最新情報をお知らせします。経営者の方はもちろん、労務担当者の方もぜひご参加ください。

働き方改革推進関連法の内容と企業が対応すべきポイント

- **9/13（木）改正労働基準法などの最新情報と企業に求められる対応**
 - ・ 時間外労働の罰則付き上限規制の最新情報と会社が管理すべき事項
 - ・ 年次有給休暇の確実付与義務『毎年5日の強制取得』について
 - ・ 同一労働同一賃金の基本方針と今後の流れ（均等と均衡、説明義務の内容）
 - ・ 今後の法改正のスケジュールと施行までに抑えておくべき課題

講師紹介



笹沼 尉行 氏（笹沼社会保険労務士事務所・所長・特定社会保険労務士）
 水戸市出身。H16年社労士登録、H19年特定社労士付記。
 ハラスメント防止コンサルタント（21世紀職業財団認定）
 主な講演として「残業削減と生産性向上の取り組み」「メンタルヘルス・ハラスメントの実務対応」「高齢者活用のための賃金設計」等講演多数

開催要項

- ◆日時 平成30年9月13日（木）午後2時～午後4時
- ◆会場 水戸商工会議所 第1会議室（水戸市桜川2-2-35）
- ◆受講料 会員 無料 非会員 1人/3,000円
- ◆定員 30名（先着順）
- ◆申込方法 下記申込書に必要事項を記入の上、水戸商工会議所までお持ちになるか、FAXにてお申込下さい。また、当所ホームページからの申込も可能です。
- ◆締切日 講座の10日前まで（定員を超えた後の申込者の方にはご連絡致します。）
- ◆申込先 水戸商工会議所 経営支援課 電話：224-3315 FAX：231-0160

申込先 FAX 231-0160（水戸商工会議所 経営支援課 担当：古山）

切り取らずそのまま返信して下さい

労務管理セミナー受講申込書

参加者名		
事業所名	（業種： ）	
連絡先	電話	FAX

- ※ ご記入頂いた内容は、当該事業実施目的以外には使用致しません。
- ※ 定員に限りがございますので、1社2名様までの参加とさせていただきます。
- ※ 同業の方の参加はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。